

朝日大学歯学部附属村上記念病院

Ⅵ 医療事故公表について

【Ⅵ-1】（目的）

公表の目的を次のとおりとする。

朝日大学歯学部附属村上記念病院（以下「本院」という。）において、医療重大事故が発生した場合、自発的に事故内容や改善策を公表することは、社会的な説明責任を果たすことと、併せて本院の医療に対する信頼と透明性に資することを目的とする。

【Ⅵ-2】（用語の定義）

本基準で用いる用語は次のとおりとする。

（1） インシデント

日常の医療現場で、「ヒヤリ」または「ハット」した経験で、受診者の他、訪問者や医療従事者（以下「受診者等」という。）にも、傷害が発生する可能性があったと考えられる事例が、施行する前に気づき、適切な処置が行われないと事故になると判断したすべてをいう。

（2） 医療事故

インシデントに気付くことなく、また適切な処置が行われず、受診者等に悪影響があると想定される障害すべてをいう。不可効力事例をも含む。

（3） 医療過誤

病院職員が、医療行為やその他業務において、注意義務を怠ったために過失が発生したと判断された事故で、受診者等に重大で身体的、精神的な損害を与えた場合や、死亡をいう。

（4） 合併症

医療行為に際して二次的に発生し、受診者等に影響を及ぼす事象をいう。なお、合併症は「予期できるもの」と「予期できないもの」とに分ける。

【Ⅵ-3】（公表の内容）

公表の内容は、次のとおりとする。

（1） 個別公表

- ① 事故の概要（発生日時・場所・患者年齢・性別・住所・発生経過）
- ② 事故発生時の対応と、その後の経過
- ③ 事故原因と対策、事故後の再発防止等の改善策
- ④ その他必要と思われる事項

(2) 包括的公表

- ① 事故発生件数と発生概要
- ② その他必要と思われる事項

【VI-4】(公表の決定手順)

公表の決定手順は次のとおりとする。

個別公表に該当するかは、本院に設置された医療事故対策会議から報告された医療事故調査報告書を参考にして、病院長が判断し、必要と認めた場合は、学校法人朝日大学理事長（以下「理事長」という。）に具申し、最終決定する。

【VI-5】(公表の方法と範囲)

公表の方法は次のとおりとする。

- (1) 個別公表：病院長が記者発表を行い、併せて病院ホームページに掲載する。
- (2) 包括的公表：病院ホームページに掲載する。
- (3) 公表する範囲は、別表（下記）のとおりとする。

【VI-6】(公表の時期)

公表の時期は次のとおりとする。

- (1) 個別公表は理事長と協議の上、病院長が事故後できるだけすみやかに行う。
- (2) 包括的公表は、1年に1度行う。

【VI-7】(公表行為の注意点)

個別公表については、原則として、事前に受診者等に内容、時期、方法等を説明し、書面による同意を得てから行う。また、個別・包括的公表から受診者等及び当該医療従事者が特定、識別されないよう十分に配慮のもとに行う。

附 則

この基準については、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 5 月 11 日から施行する。

公表する医療事故の範囲及び方法

| 患者影響バ | 過失のある事故 | 過失の疑いの少ない事故 | 過失は無い |
|--------|------------------------------------|--|-----------------------|
| | (医療過誤) | 医療過誤か合併症等過失かの判断が困難な事故 | 予期しない合併症 予期以上の合併症等 |
| レベル 0a | 公表対象ではないが再発防止に有意義と判断した場合は包括的公表に加える | | |
| レベル 0b | | | |
| レベル 1 | | | |
| レベル 2 | | | |
| レベル 3a | | | |
| レベル 3b | 包括的公表または個別公表 | 医療事故対策会議の調査結果により個別公表か包括的公表の判断は、病院長に委ねるが原則包括的公表とする。 | 原則公表しない |
| レベル 4a | 包括的公表または個別公表 | | |
| レベル 4b | 個別公表 | | |
| レベル 5 | 個別公表 | | |